

宮代町交通安全対策協議会について

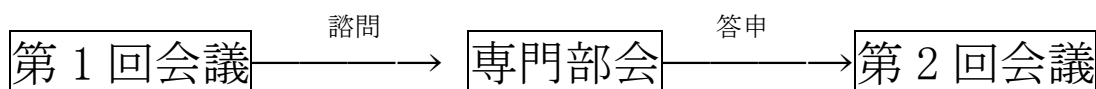
1. 宮代町交通安全対策協議会とは

町内における交通事情を踏まえながら、町民が安心できる環境を目指していくために、町民からの要望を反映できるよう、総合的かつ効果的な対策について、具体的に審議をお願いしております。

2. 交通安全対策協議会専門部会とは

①概要

宮代町交通安全対策協議会会長である宮代町長の諮問に基づき、具体的に交通安全対策について検討を行います。



②専門部会委員

委員につきましては、宮代町交通安全対策協議会設置要綱(平成 17 年宮代町要綱第 12 号)第 2 条に掲げる事項を具体的に審議するための部会となります。

本部会の組織は、宮代町交通安全対策協議会専門部会規程(平成 18 年宮代町告示第 72 号)第 2 条では 15 人以内の協議会の委員及び一般公募による市民並びに専門の知識又は経験を有するもので組織します。

別紙に事務局案を提案します++。

③設置に係わる要望

道路反射鏡の新設にあたって設置の公平性・透明性を確保するため、年 1 回(7 月)、区長・自治会長を通して設置要望を受け付け、交通安全対策協議会専門部会において審議します。(必要な修繕は、町で随時実施しています。)

④道路反射鏡(カーブミラー)について

(1)概要について

見通しの悪い交差点やカーブで、運転席からは見えない車や歩行者の存在を知らせるための交通安全施設を道路反射鏡といいます。

道路反射鏡は、交差点部では優先道路でない側の道路(従道路から見て見通しの悪い場所)に設置します。ただし、道路反射鏡が対象物を映し出す範囲には限界があります。

このため、見通しが悪ければドライバーが一時停止をし、自分の目で安全を確認

することが必要となります。道路反射鏡の役割は、あくまでもドライバーの死角を「補完」するためのものです。

(2) 設置状況について

現在、町で設置し管理を行っている道路反射鏡は、町内全域で約800本以上あります。なお、過去3年間の年度別実績は下記のとおりです。

年度	予算額（新設・修繕）	新設数	修繕数
令和4年度	298.4万円	3基	14基
令和5年度	298.4万円	4基	16基
令和6年度	298.3万円	6基	21基

※令和7年度予算238.7万円、申請件数8件分となります。

⑤ 設置基準

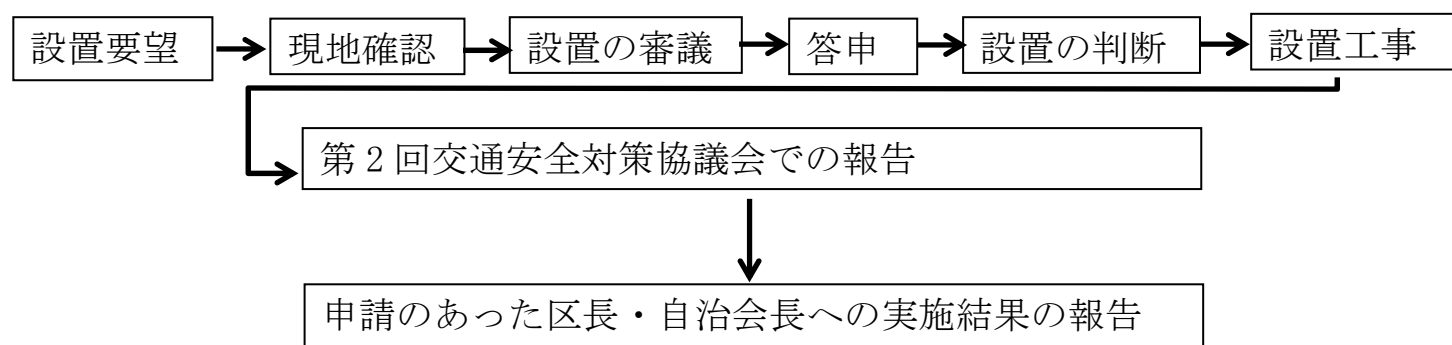
道路反射鏡は、道路反射鏡設置要綱に基づき、原則として次の要件を満たす場合に設置することとしています。ただし、道路反射鏡の設置工事は、予算の範囲内で行うため、申請件数が多い場合は、要件を満たしていても設置できないことがあります。

1. 塀などの工作物により、見通しが悪く安全確認が困難であること。
2. 車両等の通行に十分な道路幅員が確保されており、道路反射鏡の設置により通行に支障が生じないこと。
3. 町道と県道又は町道と町道の交差点、もしくは町道のカーブであること。

※私道から町道への出入り口は、利用者が特定されるため、設置できません。

⑥ 審査の流れ

本部会では、区長・自治会長から申請された道路反射鏡の設置申請について、設置の可否及び優先順位について審議を行います。



3. 今後の予定

□第1回専門部会 ※9月下旬予定

- ・正副部会長の選出
- ・道路反射鏡設置申請の概要確認
- ・申請箇所の現地調査等

□第2回専門部会 ※10月中～下旬開催予定

- ・設置に向けた協議等

□第2回宮代町交通安全対策協議会 ※令和8年3月中旬予定

- ・通学路交通安全対策・道路反射鏡の設置についての結果を報告いたします。